

平 28 . 10 . 25
総 5 - 3

説 明 資 料

一 国税犯則調査における電磁的記録の
証拠収集上の問題について一

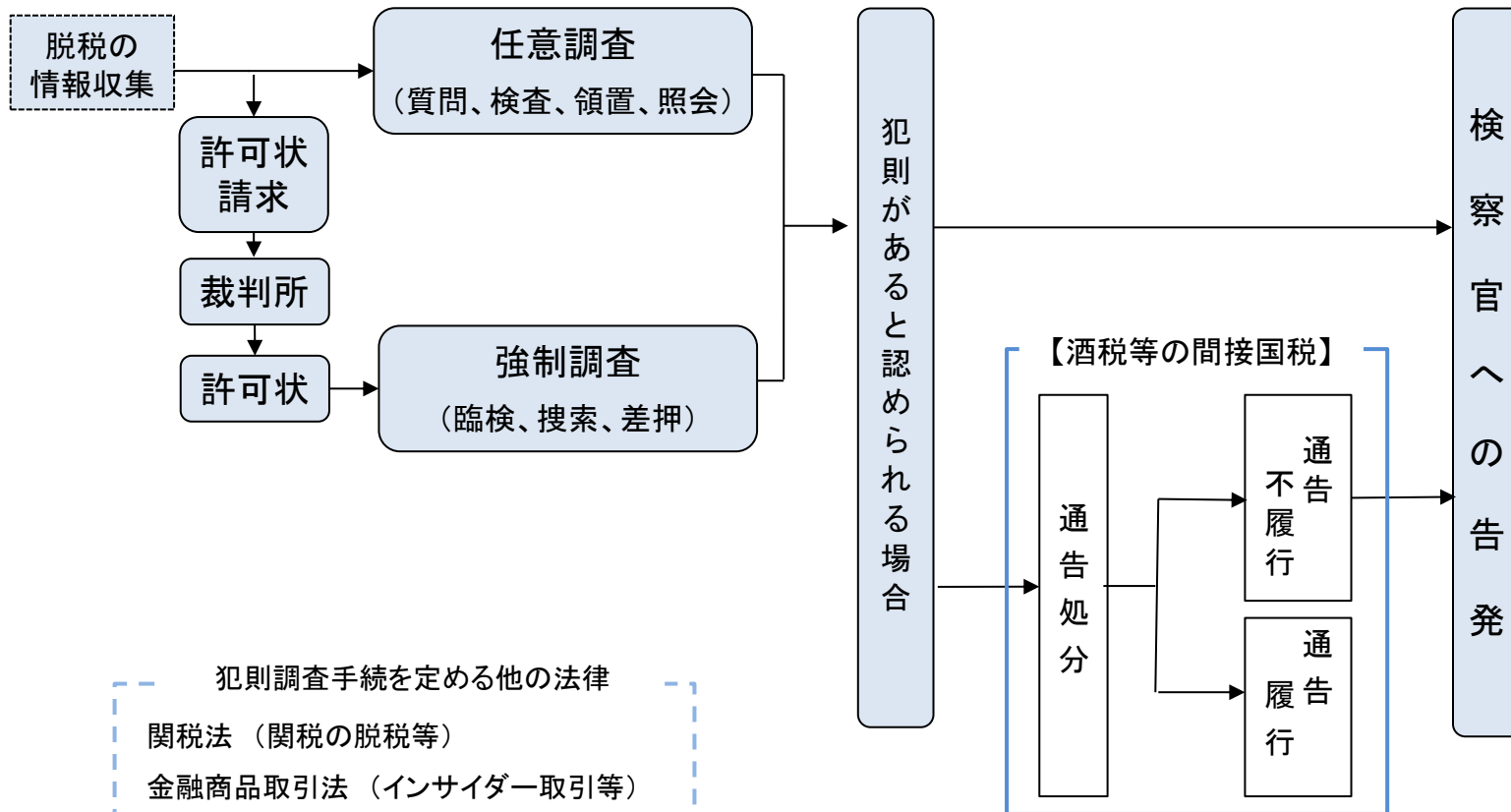
平成 28 年 10 月 25 日 (火)

財 務 省

国 税 犯 則 調 査 手 続 の 概 要

国税犯則調査は、国税の公平確実な賦課徴収という行政目的を実現するため、国税についての犯則（脱税等）が疑われる場合に、国税職員が実施する調査。担当の国税職員は、通常の税務調査とは異なる権限に基づき証拠を発見・収集し、刑事責任を追及すべき案件と判断した場合には検察官へ告発を行う。国税局査察部が所得税や法人税の脱税等に対して行う査察調査がその代表例。

国税犯則取締法



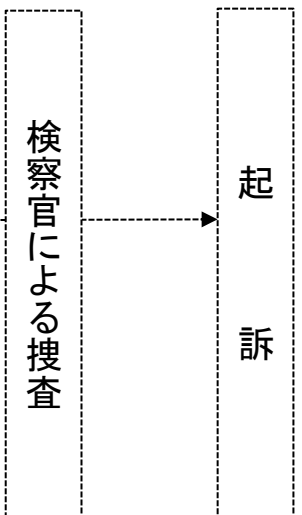
犯則調査手続を定める他の法律

関税法（関税の脱税等）

金融商品取引法（インサイダー取引等）

独占禁止法（カルテル等）

刑事訴訟法



査察調査の状況

■ 査察調査の着手・告発件数等（平成27年度）

	着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額 （告発分）	1件当たり脱税額 （告発分）
全国	189	181	115	63.5%	11,204 百万円	97 百万円
うち東京国税局	71	68	43	63.2%	4,151 百万円	97 百万円

（注）着手件数とは、強制調査に着手した件数。

処理件数とは、検察官への告発の可否を最終的に判断した件数。

■ 東京国税局査察部における記録媒体の差押え点数等（平成27年度）

電磁的記録の記録媒体の差押点数

合 計	4, 2 9 8 点
（内訳） ※主なもの	
U S B	9 4 9 点
C D	7 1 3 点
パソコン・H D	6 7 6 点
携帯電話	4 9 4 点

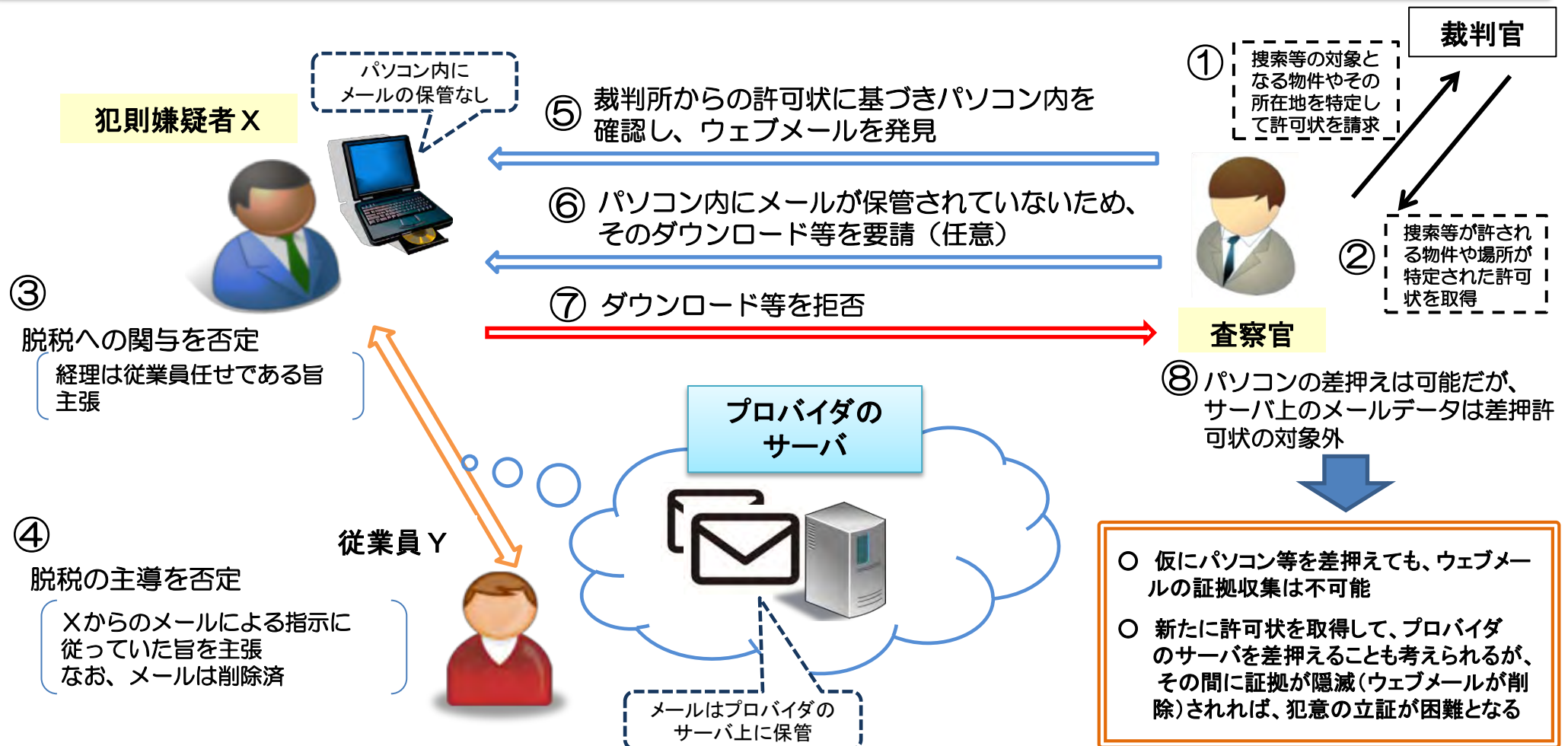
解析を行ったパソコン・H Dの点数・容量

点 数	:	4 2 8 点
容 量	:	1 8 1 T B

犯則調査において電磁的記録に関する証拠収集に問題が生じる事例（１）

犯則嫌疑者による脱税の指示を示す電子メールがプロバイダ等のサーバに保管されている事例

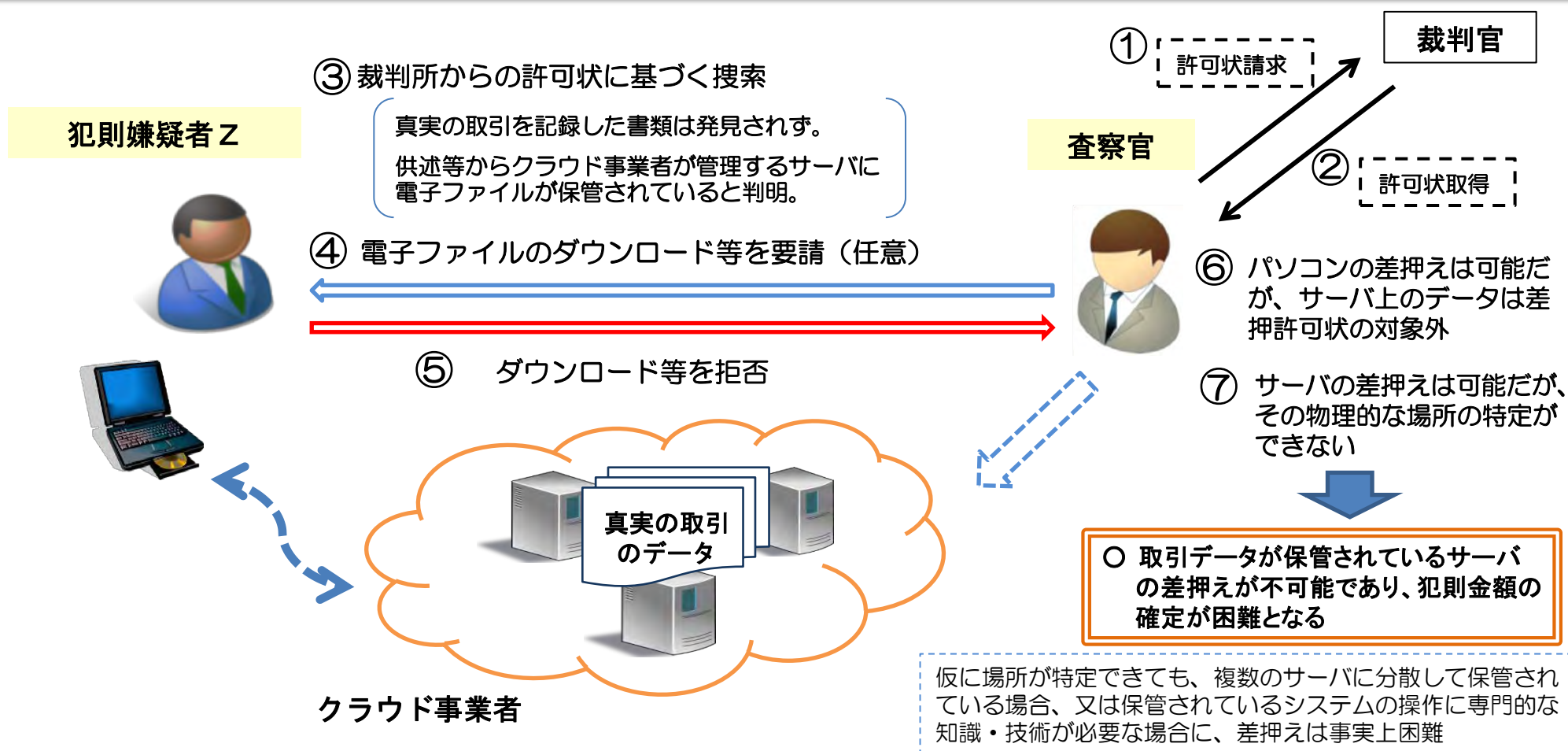
- 犯則嫌疑者Xは脱税の指示をウェブメールにより従業員Yに指示。
- しかし犯則嫌疑者X・従業員Yともに脱税への関与を否定。
- ウェブメールは犯則嫌疑者Xの所持するパソコンではなく、プロバイダのサーバに保管されている。
- 犯則嫌疑者Xの犯意を立証するには、ウェブメールの証拠化が必要。



犯則調査において電磁的記録に関する証拠収集に問題が生じる事例（２）

脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド上に保管されている事例

- 犯則嫌疑者Zは、真実の取引を記録した書類をすべて破棄。
- その一方で、その電子ファイルをクラウド事業者が提供するサーバ上に保存。
- Zが利用するクラウド事業者は特定できたものの、Zは電子ファイルのダウンロード等を拒否。
- 脱税金額を確定するためには、その電子ファイルの証拠化が必要。



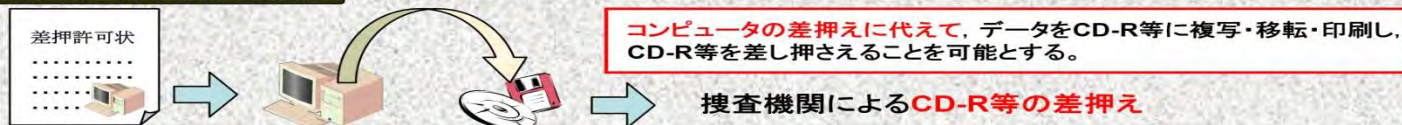
平成23年 刑事訴訟法の改正の概要（サイバー関係の法整備）

概 要

近年、増加傾向にあったコンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などのサイバー犯罪に適切に対処するため、コンピュータ・ウイルス作成罪の新設などの罰則の整備などとともに、ICTの発展に対応できる捜査手続の整備（刑事訴訟法の改正）が行われた。

捜査手続の整備（刑事訴訟法の改正）

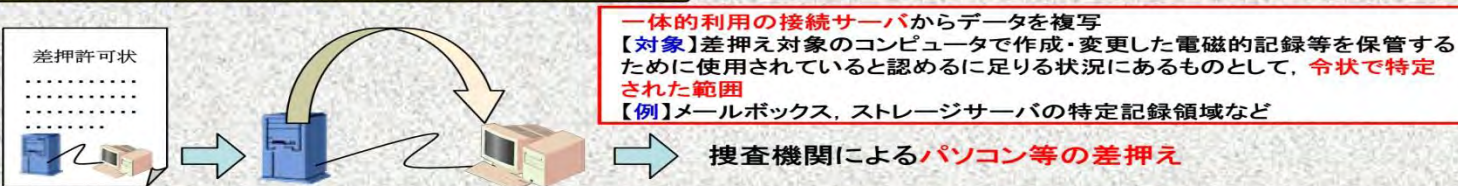
差押えの執行方法の整備



記録命令付差押えの新設



接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入



保全要請の規定の整備

- 差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録（通信ログ）を30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間）消去しないよう、書面で要請できるものとする。